



# P&I 特別回報

第 14-002 号  
2014 年 4 月 17 日

## 日本船主責任相互保険組合

外航組合員各位

### 2002 年アテネ条約の発効について

本回報は、1974 年の船客とその手荷物の海上運送に関するアテネ条約の 2002 年改定議定書(2002 年アテネ条約)並びに戦争リスクに関する条約の実施のための 2006 年の IMO 留保及びガイドラインについてご案内するものです。

2002 年アテネ条約は 2014 年 4 月 23 日に 17 개국<sup>1</sup>で発効します。

#### 保険及び証書要求

2002 年アテネ条約改定第 4 条は、旗国が条約締約国である場合もしくは締約国に寄港あるいは締約国から出港する国際航海に従事する客船の運航者に対して条約の要求に沿った保険付保を要求しています。当該運航者は、当該保険が付保されていることを証する条約締約国により発行される証書を保持することが求められます。

EU/EEA 加盟国を旗国とする客船、もしくは EU/EEA 加盟国に寄港あるいは EU/EEA 加盟国から出港する客船の運航者は、2012 年 12 月 31 日以降、戦争リスクと非戦争リスクとに分けられたブルーカードを保険付保の証書として取得し、船客の海上運送責任に関する EU 理事会規則 392/2009 (PLR)の要求を遵守するため EU/EEA 加盟国が発行する証書を取得しています。PLR は 2002 年アテネ条約とほぼ同内容の規則です。

国際 P&I グループ(IG)は、EU/EEA 加盟国と非 EU/EEA の条約締約国とに寄港する客船の場合、改定第 4 条に規定する保険付保の証拠として EU/EEA 加盟国が発行する証書を締約国が認めるかどうか確認すべく、IMO(国際海事機関)、EU 加盟国、欧州委員会、条約批准国(条約発効前に条約を批准した国)の関係当局と緊密に協議しています。

協議の目的は、客船の運航者が条約と PLR の要求をそれぞれ満たすべく 2 つの証書を手配するために 2 重でブルーカードを取得しなければならない状況を避けることにあります。多くの国が条約と PLR と両方の要求を満たすためにも 1 つの証書を受け入れる用意がある旨示唆していますが、IG では最終的な確認を待っている状況です。この点に関し、追加情報が入り次第ご案内申し上げます。非 EU/EEA の条約締約国に寄港する場合や、旗国や港湾当局から 2 重の証書を要求された場合には、当組合にご連絡下さい。

国際 P&I グループの全てのクラブが同様の内容の回報を発行しています。

以上

<sup>1</sup> Albania, Belgium, Belize, Bulgaria, Croatia, Denmark, Greece, Latvia, Malta, Netherland, Norway, Palau, Panama, Saint Kitts and Nevis, Serbia, Syrian Arab Republic, United Kingdom